

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下、「社会福祉事業団」という。）業務委託一般競争入札要領、入札告示のほか、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が発注する業務委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 概要等

入札対象

- (1) 件名 花園給食業務委託
- (2) 場所 深谷市小前田2691
- (3) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 概要

社会福祉施設給食業務委託

利用者定員

埼玉県社会福祉事業団 花園	入所施設 定員	110人
	通所施設 定員	20人
	短期入所 定員	16人
埼玉県社会福祉事業団皆光園	入所施設 定員	50人

※皆光園は、施設改築工事のため、令和6年6月まで同地に開設する。

2 入札の方法等

- (1) 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札（事前審査型）要領に基づき、入札日及び入札時間内に入札書を持参する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の消費税分を除いた金額を入札書に記載すること。

- (2) 競争入札参加者は、入札説明書、契約書、業務委託仕様書その他の資料を熟知の上、入札しなければならない。この場合、当該仕様書等について質疑がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

- (3) 郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。

- (4) 競争入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更または取り消しをすることができない。

3 入札参加資格審査

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格等確認申請書及び参加資格等確認資料の書類を2部提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない、なお、提出された書類は返却しない。

(1) 入札参加資格等確認申請書、参加資格等確認資料

ア 提出方法

下記の場所に2部持参すること（事前に電話で日時を連絡すること。）

〒369-1246 埼玉県深谷市小前田2691

埼玉県社会福祉事業団 花園 庶務担当

電話 : 048-584-2506

FAX : 048-584-5081

イ 提出受付期間

令和5年12月15日（金）午前10時00分から

令和5年12月25日（月）午後 4時00分まで

※ 土・日曜、祝日を除く毎日、午前10時から12時まで及び午後1時から5時まで（この提出受付時間を過ぎて提出した入札参加資格等確認申請書等は無効とする。）

(2) 資格審査書類

資格審査にかかる書類を別紙「入札参加資格に係る確認資料の提出について」に基づき提出すること。

(3) 入札参加資格の確認通知

公告文にある入札参加資格条件を全て満たした者とする。

ア 確認通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格等確認申請書等を提出した者にファクシミリにより通知する。

イ 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、埼玉県社会福祉事業団に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。

再確認の結果はファクシミリにより通知する。

ウ 入札参加資格の確認に係る通知日及び提出期限等

① 入札参加資格の確認通知日

令和5年12月26日（火）午後 4時00分まで

- ② 「入札参加資格なし」の確認結果通知日
令和5年12月26日（火）午後 4時00分まで
- ③ 入札参加資格の有無の再確認請求期限
令和5年12月27日（水）午後 4時00分まで
- ④ 再確認の結果通知日
令和6年 1月 5日（金）午後 4時00分まで

4 質疑に関する事項

業務仕様書等に関して質疑がある場合は、埼玉県社会福祉事業団花園へ電子メールもしくはファクシミリにより質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年12月27日（水）午前10時00分から
令和6年 1月 5日（金）午後 4時00分まで

(2) 質疑に対する回答

令和6年 1月10日（水）午後 4時00分までにホームページに掲載する。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 入札日

令和6年 1月12日（金）午前10時00分

(2) 入札場所

埼玉県深谷市小前田2691
埼玉県社会福祉事業団花園 大会議室

(3) 開 札

入札終了後直ちに開札する。

6 入札保証金に関する事項

有り

(1) 入札保証金の率

見積金額の100分の5以上

(2) 入札保証金の免除

次の各号に該当する者に限り、その全部又は一部を免除することができる。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結した時。

イ 入札する場合において、過去2年間に国、県又は埼玉県社会福祉事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、そのものが契約を締結しないおそれがないと認めたととき。

ウ その他上記に準ずる場合であると認めたととき。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後還付する。

ただし、落札者の入札保証金は落札者が納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ 一度提出した入札書を書き換え、引換又は撤回することはできない。

ウ 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書（1 回目のみ）を入札書とともに添付、又は提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は 2 回とする。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領（以下「会計事務処理要領」という。）第 2 章第 6 節第 2 の 4（1）の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲以内の価格をもって有効な入札を行った入札書を落札者とする。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。

(5) 最低制限価格

設定しない。

8 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

(2) 会計事務処理要領第 2 章第 6 節第 2 の 5 の規定に該当する入札書

(3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

(4) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札書

(5) 入札時提出書類を提出しない者の提出した入札書、所定のものとは異なる方法により

提出した入札書、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札書

(6) 提出された入札書のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 入札金額を訂正した入札書
- イ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- ウ 代理人で委任状を提出しない者がした入札書
- エ 他人の代理を兼ねた者がした入札書
- オ その他施行要領第22条に該当する入札

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金の免除

次の各号に該当する者に限り、その全部又は一部を免除することができる。

- ア 落札者が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする契約保証保険契約を締結した時。
- イ 落札者が過去2年間に国、県又は埼玉県社会福祉事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、そのものが契約を締結しないおそれがないと認めたとき。
- ウ その他上記に準ずる場合であると認めたとき。

10 契約書作成の要否

要

11 その他必要な事項

(1) 入札参加者が、業務委託入札に関して要した経費は、すべて当該競争入札参加者が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒369-1246

埼玉県深谷市小前田2691

埼玉県社会福祉事業団 花園 庶務担当

電話 : 048-584-2506

FAX : 048-584-5081

メール : hanazono@sswc-gr.jp